

〈こども家庭庁〉

九州地方知事会 特別決議について

標記について、別添のとおり「特別決議」をとりまとめましたので、その実現にご高配を賜りますよう宜しくお願ひします。

○地方創生の加速について

・・・ 1

○地方税財政に関する課題対応について

・・・ 9

○こども政策の充実について

・・・ 15

令和5年6月

九州地方知事会長
熊本県知事 蒲島 郁夫

地方創生の加速について

国と地方は総力を挙げて地方創生に取り組んできたが、少子高齢化・人口減少の緩和、東京一極集中の是正は依然として大きな課題である。コロナ禍で生じた集中から分散への価値観の変化など、社会情勢の大きな変化を前向きにとらえ、こうした構造的な課題を解決していくことが重要である。

こうした中で、国においては、「デジタル田園都市国家構想総合戦略」を閣議決定し、デジタルの力を活用して、「全国どこでも誰もが便利で快適に暮らせる社会」を目指すことが示された。

九州・山口地域は、合計特殊出生率が総じて高く、人口移動が圏域内にとどまる割合も高いという強みを持っているほか、成長著しいアジアに近接する地理的優位性も有している。

我々は、これらの特性を活かし、官民一体となって「第2期九州創生アクションプラン“JEWELS+”」を実践している。

国においては、厳しい地方財政の現状や地域経済の実情を勘案しつつ、地方が長期的な視点から一層の地方創生に取り組めるよう、以下の項目について、適切に対応するよう求める。

1 デジタル田園都市国家構想総合戦略における地方創生

(1) 地方創生の一層の加速

国と地方を挙げて地方創生に取り組んでいるが、少子高齢化・人口減少の大きな流れは変わらず、依然として東京圏への一極集中が続いている。

一方で、地方への移住や就業に対しての国民の関心が高まるとともに、東京から地方への人の流れが見られるなど、社会情勢がこれまでとは大きく変化している。

このような新たな潮流を地方創生につなげていくためにも、地

方における仕事の場づくりや若者や女性の移住定住対策などの地方の社会課題解決について、デジタルの力を活用した取組に加え、デジタルの力によらない従来の取組についても引き続き推進し、地方創生の一層の加速を図ること。

(2) 地方の取組を支えるための財源拡充

「全国どこでも誰もが便利で快適に暮らせる社会」を目指して、デジタルの力を活用しつつ、地域の個性を活かしながら社会課題の解決や魅力の向上を図る「デジタル田園都市国家構想」を推進するため、「デジタル田園都市国家構想交付金」について、安定的に予算枠を確保・拡充すること。

また、同交付金については、地方の意欲的な取組や地方創生の継続的な取組みに支障が生じることなく、地方の実情に即した創意工夫による取組みへの支援となるよう、更なる改善を図ること。

2 構造的課題に対する思い切った対策

(1) デジタル社会の実現に向けた取組の加速化

コロナ禍で生まれた社会情勢の変化を成長につなげ、地方創生を実現していく上で、その原動力となるデジタル化を推進し、様々な地域課題の解決やイノベーションの創出を図っていくことが重要である。このため、デジタルトランスフォーメーションに積極的に取り組む地方に対し、人的・財政的・技術的な支援策を充実・強化すること。

(2) 新たなイノベーションの創出

地方におけるデジタルトランスフォーメーションの実現・拡大のため、中小企業・小規模事業者のIT導入の加速による業務効率化や、IoTやビッグデータ、AI、ロボット等の先端技術・設備の導入などによる経営革新、生産性向上に向けた支援を充実すること。

特に、先端技術を活用した付加価値の高い新たな産業の育成や、

そのための拠点形成などは、地域課題の解決を図る上で布石となる重要な取組であるため、民間企業や自治体が行う先端技術への挑戦に対する支援を充実すること。

(3) 宇宙による新たな地方創生への挑戦

宇宙産業は、2040年代までに現在の37兆円から3倍の120兆円規模になると予測されている成長分野であり、地方と民間企業は、「宇宙」を推進力とする、地方創生、経済成長の実現に果敢に取り組んでいることから、国においても、「宇宙基本計画」「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画」に基づく取組の強化、加速化を強力に推し進めること。

特に、宇宙産業基盤強化に資する制度整備を検討するとともに現行制度の適切な運用を図ること。

また、コンステレーション構築及び実証事業や、衛星データの政府調達や利活用、有人輸送など新たなビジネスを見据えた射場・スペースポート整備を推進すること。

(4) しごとの場づくりと働き方改革への対応

地方において魅力ある働く場を確保するためには、大企業の本社機能等の移転や、地域経済の担い手である中小企業・小規模事業者の成長が不可欠であることから、企業の地方拠点の強化、研究開発や設備投資に対する支援等を強化すること。

また、「デジタル田園都市国家構想」で推進するリモートワーク、地方でのしごとの場づくりや働き方改革に資するサテライトオフィスの設置を進める上でも、過疎・離島等の条件不利地域や民間事業者による整備が見込めない地域におけるＩＣＴ基盤整備等の支援策を拡充すること。

(5) 少子化の歯止め対策

我が国の年齢構成から見れば、現時点で合計特殊出生率2.07を回復・維持できたとしても、今後数十年間は人口減少が続く

ことが見込まれており、まずは少子化の流れを緩和し、歯止めをかけていくことが喫緊の課題である。

若者が結婚や子育てに希望を持ち、安心して子どもを生み育てられる環境づくりを進めるため、出会い・結婚、妊娠・出産、子育てまで、地域の実情に応じた切れ目のない支援を行う地方の取組に対し、支援を強化・拡充すること。

(6) 若者や女性の移住定住対策の充実・強化

若者や女性の人口流出に歯止めをかける移住定住対策や活力ある地域づくりのための関係人口の創出・拡大など、地方とのつながりの構築や地方への新しい人の流れをつくる取組を強力に推進すること。

なお、東京一極集中のは正として進められている中枢中核都市の機能強化に当たっては、中枢中核都市が「ミニ一極集中」となり周辺市町村が疲弊することのないよう留意すること。

(7) 九州地域へのＩＲ導入

ＩＲについては、昨年4月に長崎県が国へ区域整備計画の認定申請を行い、現在、国が設置した審査委員会において、引き続き審査がおこなわれているところである。

ＩＲ導入は、新型コロナウイルス感染症により影響を受けた観光関連産業や地域経済を活性化し、アフターコロナにおける地方創生、ひいては我が国の発展に貢献するものであることから、各地域における理解を前提として、都市部のみならず地方へのＩＲ導入を進めること。

特に、九州はアジアに近く、上質な温泉地や豊かな自然のほか、多様な文化、歴史など魅力的な観光資源を有していることに加え、ＩＲがもたらす高い経済効果を九州内へ広く波及させることを目的として、経済団体、行政、議会が一体となったオール九州による推進体制が構築されており、民間主体のビジネスネットワークの組成や広域周遊観光の促進に向けた具体的な検討が進められているなど、ＩＲ導入の最適地であることか

ら、現在、長崎県が誘致を目指している九州・長崎ＩＲに係る区域整備計画を認定すること。

なお、ＩＲ導入に際しては、ギャンブル依存症等の懸念される事項への実効性ある対策を講じるとともに、感染症対策にも万全を期すなど、健全性や安全性を十分確保すること。

(8) 観光復興を契機とした地域活性化に対する支援

観光復興を、地方創生加速の契機とするため、地域が独自の観光資源を活用して取り組む課題への挑戦に対して、支援を行うとともに、2025年日本国際博覧会などの大規模イベントを活用した、地方への戦略的誘客を支援すること。

(9) 国際スポーツ大会の開催等に対する支援

ラグビーワールドカップ2019、東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会などの国際的なスポーツ大会は、観光振興、地域活性化に貢献するとともに、大きな経済波及効果が期待される。

さらなる大会誘致を進めるため、地方が行う施設整備・改修やキャンプ誘致などの受入環境整備、競技普及、観光の魅力向上について継続的に支援を行うこと。

(10) ツール・ド・九州の成功に向けた支援とツーリズムの推進

九州・山口が一丸となって取り組むツール・ド・九州は、スポーツ大会の域に留まらず、この地域ならではの大自然や文化、豊かな暮らしを国内外に発信する絶好の機会である。

このツール・ド・九州を継続的に開催し、地方創生を加速させるため、国際サイクルロードレース認定への取組を積極的に支援するとともに、円滑な大会開催に向けた財政支援を充実すること。

また、この機会にサイクルツーリズムの機運を高め、新たな観光客を呼び込むために、九州・山口のコースをナショナルサイクルルートに指定すること。

(11) 国民体育大会・国民スポーツ大会の開催を契機とした活性化

新型コロナウイルスの感染拡大により大きな影響を受けたスポーツ活動を再活性化し、人々の活力を取り戻すとともに、スポーツを活用した交流人口の増加や地域産業の振興など、九州全体の活性化につなげるため、史上初、同一ブロックで2年連続開催となる2023年鹿児島国民体育大会、2024年佐賀国民スポーツ大会の双子の大会や、2027年宮崎国民スポーツ大会を必ず成功させる必要がある。

そのため、感染症の影響による開催県の財政需要の増加に対し、国が責任をもって確実に財源措置するとともに、大会の魅力を高めるスポンサーチームの開催など新たな大会運営の実現に向けた取組を積極的に支援すること。

3 社会資本の地域間格差の是正

地方移住への関心の高まりなど、社会情勢がこれまでとは大きく変化している中、デジタル田園都市国家構想総合戦略の策定により、東京圏への過度な一極集中のは正や多極化を図り、地方から全国へとボトムアップの成長につなげていく取組みが進められている。このような中、人や産業の地方分散に不可欠な基幹的公共インフラの地域間格差の早期是正など、分散型国づくりを戦略的に進め、「全国どこでも誰もが便利で快適に暮らせる社会」を推進すること。

4 地方創生に資する分権改革等の推進

真の地方創生を実現するには、国の過剰な関与を縮小し、地方の権限と責任を拡大する地方分権改革を進めることが重要であることから、地方創生の実現に向けて必要な規制緩和等に係る提案の実現に断固たる姿勢で取り組むこと。また、国と地方公共団体は対等・協力の関係であることに鑑み、地方公共団体の自主性及び自立性を十分に尊重すること。特に、裁判的関与については、地方自治体が「自らの判断と責任で行政を運営する」という原則に立ち、国と都道府県、市町村それが対等な立場で責任を果

たせるよう見直すこと。

併せて、国の出先機関の地方移管に向けた議論を進めること。

令和5年6月

九州地方知事会長

熊本県知事 蒲島 郁夫

地方税財政に関する課題対応について

ウィズコロナへの新たなステージへの移行、原油価格・物価の高騰による難局の中にあっても、地方が自らの責任において少子・高齢化対策や地域経済の活性化、激甚化する自然災害への備え等、住民ニーズの多様化・高度化に的確に対応し、地方創生を推進していくためには、地方税財源の充実と安定確保が不可欠である。

「経済財政運営と改革の基本方針 2021」で示された地方一般財源総額確保の方向性は2024年度までとなっているが、災害や物価高騰、感染症など不測の事態に対処しつつ、各種政策の成果を、地域の隅々にまで行き渡らせるためには、国と地方が一体となって強力な地域経済対策を引き続き講じていかなければならない。

国においては、厳しい地方財政の現状や地域経済の実情を勘案しつつ、以下の項目について、適切に対応するよう求める。

1 安定的な財政運営に必要な地方税財源の確保・充実

(1) 地方一般財源総額の確保・充実

骨太方針 2021において、2022年度から2024年度までの間、地方一般財源総額が2021年度地方財政計画の水準を下回らないよう実質的に同水準を確保するとされ、骨太方針 2022においても同方針が継続されたが、地方は、高齢化の更なる進展等に伴う社会保障関係費の一層の増加が見込まれる中、学校、福祉施設等自治体の施設の光熱費など物価高騰や感染症への対応、デジタル田園都市国家構想の実現をはじめ、公共施設の老朽化対策、大規模な災害に備えた防災・減災対策、脱炭素社会の実現、デジタル化的推進、人への投資などの増大する財政需要に対応する必要があることから、2024年度においても、地方の安定的な財政運営に必要となる一般財源の総額について、2023年度地方財政計画の水準を下回らないよう実質的に同水準を確保し、充実すること。

(2) 交付税総額の確保

地方交付税については、本来の役割である財政調整機能と財源保障機能が適切に発揮されるよう総額を確保するとともに、予見可能性を向上させ、持続可能な制度となるよう、法定率の引上げも含めた交付税総額の安定的な確保を図り、臨時財政対策債に依存しない財務体質を目指すこと。また、臨時財政対策債の償還財源については、他の財政需要を圧縮することができないよう留意するとともに、地方団体が安定的に必要な資金調達ができるよう、国の責任として、財政融資資金等を確保すること。

(3) デジタル田園都市国家構想の推進のための財源確保

「全国どこでも誰もが便利で快適に暮らせる社会」を目指して、デジタルの力を活用しつつ、地域の個性を活かしながら社会課題の解決や魅力の向上を図る「デジタル田園都市国家構想」を推進するため、「デジタル田園都市国家構想交付金」について、安定的に予算枠を確保・拡充すること。

(4) 新型コロナウイルス感染症対策に係る地方財政支援

医療費や病床確保等に係る公的支援については、9月末までの措置とされているが、その時点における感染者数や医療機関の受入体制、新型コロナ抗ウイルス薬の薬価引き下げ等の状況に応じて、10月以降も必要な医療体制を確保することができるよう、支援継続も含めて適切に判断すること。

また、経過措置も含め、5類移行に伴い発生する費用（事業終了に伴う原状回復等を含む）については、地方に負担を求めることなく、確実な財政措置を講じること。さらに、5類移行後も、感染拡大防止や医療提供体制の確保等のため、地域の実情に応じて地方が独自に実施する取組に対し、十分な財政支援を講じること。

(5) 原油価格・物価高騰対策に係る地方財政支援

3年超に及ぶコロナ禍で疲弊しきった地域経済の回復に向けては、国と地方で総力を挙げて取り組む必要があることから、今後の物価高騰や経済状況等を踏まえ、引き続き新型コロナウイル

ス感染症対応地方創生臨時交付金の確保をはじめとした財源措置を適切に講じること。

(6) 地方公務員の定年引上げへの対応

2023年度から実施される地方公務員の段階的な定年引上げにより、平均給料月額の上昇が見込まれるほか、60歳を超えて勤務する職員には、再任用職員には支給されていない扶養手当等を支給する必要が生じる。

このため、地方財政計画における給与関係経費の計上に当たっては、地方団体の財政運営に支障を来すことのないよう、必要な財政需要について適切に措置すること。

(7) 会計年度任用職員への勤勉手当の支給に向けた対応

地方自治法等の改正により、会計年度任用職員への勤勉手当の支給が可能となることから、地方公共団体の財政運営に支障を来すことのないよう、地方公共団体の財政需要の増加について、適切に措置すること。

(8) 地方の基金残高の増加に係る対応

地方は金融、経済政策、税制等の広範な権限を有していないため、公共施設の老朽化対策など将来への備えや、災害対応、感染症対策、税収変動など不測の事態への備えについては、基金の取崩し等により収支均衡を図るほかない。そのため、国を上回る行財政改革や歳出抑制の努力を行う中で基金の確保など財政運営の年度間調整に取り組んでいる。さらに、標準財政規模に対する地方の基金残高の割合は、コロナ禍前と同水準となっており、その残高が増加していることをもって一般財源総額を圧縮するような措置を絶対に行わないこと。

2 持続可能な社会保障制度の確立

2022年12月16日、国においては「全世代型社会保障構築会議報告書」が取りまとめられ、本格的な「少子高齢化・人口減少時代」を迎えるにあたり、目指すべき社会の将来方向が示されたところであるが、地方では全国より高齢化の進行が早く、社会保障

費の増大は切迫した課題である。少子化対策や働く意欲のある高齢者の就業促進など支え手の拡大をはじめ、将来にわたり持続可能な社会保障制度の確立に向けた抜本的な改革を早急に進めるこ

と。

また、制度設計に当たっては、施策の推進において重要な役割を担う地方の意見を十分に踏まえるとともに、地方に負担を転嫁することなく、十分な財源を確保すること。特に、子ども支援策の恒久的な充実を実施する場合には、その地方負担分については、恒久的な財源を確保すること。

3 法人事業税における外形標準課税の適用対象法人の見直し

外形標準課税の対象法人数はピーク時の約3分の2まで減少しているが、大企業の組織再編に当たり、事業部門を資本金1億円以下の法人とし、グループ内に複数設立する例や、減資を行い資本金1億円以下となったが企業規模が変わっていない例が見られるなど、制度趣旨に沿わない実態が明らかとなってきた。

このため、地域経済への影響や納税者及び課税庁の事務負担に配慮するとともに、安定的な収税や税負担の公平性の確保等の観点から、実質的に大規模な法人を対象に制度の見直しを検討すること。

4 電気・ガス供給業等に対する収入金額課税制度の堅持

電気・ガス供給業に係る法人事業税の収入金額課税制度については、受益に応じた負担を求める外形課税として定着し、地方税収の安定化にも大きく貢献している。

現行の収入金額課税方式は地元自治体から多大な行政サービスを受益している大規模な発電施設やLNG基地等に対して適切な負担を求める課税方式であることを踏まえ、同制度を堅持すること。

5 自動車関係諸税の見直しに伴う税財源確保

電動車の比重が大きくなる中、自動車税が財産税的な性格を有することも念頭に、地方の社会インフラの更新・老朽化対策や防災・減災対策事業などに対する財政需要が一層増していくと見込

まれることから、地方の財政需要に対応した税源を安定的に確保できるよう、必要な方策を検討すること。

なお、検討に当たっては、「2050 年カーボンニュートラル」目標の実現を、補助金等を含めた施策全体で積極的に進める中で、地方に多くの雇用を抱える自動車産業への影響に配慮すること。

6 森林環境税・森林環境譲与税の円滑な運用

令和 6 年度から森林環境税の賦課徴収が始まることも踏まえ、森林の有する多面的機能の発揮や林業・木材産業の持続的かつ健全な発展に資するよう、森林環境税・森林環境譲与税制度の円滑な運用を図ること。

また、森林環境譲与税については、森林を多く有する市町村が今後も継続・拡大して森林整備を進めていけるよう譲与割合を増やすなど、その配分基準について実情に即したものに見直すこと。

令和 5 年 6 月

九州地方知事会長

熊本県知事 蒲島 郁夫

こども政策の充実について

我が国の少子化は深刻さを増している。昨年の出生数は80万人を割り込み、過去最少となる見込みであり、少子化の問題は待ったなしの課題である。

九州・山口地域は、合計特殊出生率が全国より総じて高いといった特徴を活かし、平成27年から九州創生アクションプランにより次世代育成の取組を進めてきた。

国においては、令和5年3月31日に「こども・子育て政策の強化について（試案）」を公表し、「こども家庭庁」のリーダーシップのもと、今後決定される「骨太の方針」や「こども大綱」に向けての議論を活発化しているところであるが、九州・山口地域において、少子化対策をさらに加速化させるための以下の項目についても、適切に対応するよう求める。

1 こども政策・子育て支援の充実に係る地方財政支援

こども政策・子育て支援の充実については、地方財政措置の拡充も含めた子ども関連予算を拡大するとともに、財源の安定確保に向けて社会全体で負担する新たな方策も含め、幅広く検討すること。また、こども・子育て政策の充実に伴い生じる地方の財政負担については、国において適切に措置すること。

地方自治体ごとの財政力に応じてこども政策・子育て支援に地域間格差が生じることのないよう、財政負担の大きい包括的な仕組みづくりなどは国において全国一律での実施を図るとともに、地域の実情に応じたきめ細かいサービスを提供する地方自治体の創意工夫が活かせる自由度の高い交付金等を創設すること。

特に、全国一律の医療費助成制度の早期創設、課税世帯も対象に含めた幼児教育・保育の完全無償化を実現するとともに、国民健康保険の子どもに係る均等割保険料の軽減措置対象年齢の拡大及び

軽減割合の拡充を図ること。加えて、給食費の無償化などライフステージを通じた子育てに係る経済的支援をはじめとするこども・子育て政策を強化すること。

2 幼児教育・保育の質の確保

幼児教育・保育の質向上し、子どもの死傷事故や不適切な保育を防ぐためには、保育士等の負担を軽減し、子どもたちにしっかりと気を配ることができる環境整備が重要であることから、保育士の配置基準の改善を早急に実現するとともに、ＩＣＴの活用を含め、様々な改善方策について継続的に検討すること。

また、低い賃金が人材不足の根本的要因となっていることから、他産業と遜色ない水準まで賃金の引き上げ・処遇改善を図ること。

3 教育支援の充実

高等学校等就学支援金や高校生等奨学給付金、高等学校等専攻科の生徒への修学支援、高等教育の修学支援新制度や、在学中は授業料を徴収せず卒業（修了）後の所得に連動して返還・納付を可能とする制度など、高等学校・大学・専門学校等に関する教育費負担軽減施策の更なる充実のための財政支援を強化すること。

特に、私立高等学校等における高等学校等就学支援金制度については、年収590万円を境に、支給額に約30万円の差があることにより生じる逆転現象等に対しては、国の責任において是正や激変緩和措置を講じ、必要な財源を全額国庫負担で確保すること。

また、高等学校専攻科の生徒への修学支援についても、制度の適用範囲の拡充を図るとともに、高等学校等就学支援金と同様に全額国庫負担で実施すること。

さらに、高等学校の再編統合等が進む中において、子どもたちが個人の能力・適性等に対応した高等学校を選択できるよう、遠距離通学する生徒に対して支援を行うこと。

4 多様な支援ニーズへの対応

(1) 困難な環境にある子どもへの支援

いじめや不登校、ヤングケアラーなど、困難な環境にある子どもたちへの支援を総合的に推進するため、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの配置拡充について、補助率の引き上げを含め、必要な財源を国の責任において確保すること。

また、地方自治体や民間団体が行う取組への財政面も含めた支援を充実すること。

(2) 特別な支援が必要な子どもへの支援対策の充実

障害福祉制度の対象となるか否かに関わらず、医療的ケアが必要な子どもとその家族の実態及び家族のニーズを継続的に把握するための仕組みを構築するとともに、医療的ケア児支援センターなど相談支援体制整備に対する財政的支援を充実すること。また、施設種別による看護師配置の差異を解消するとともに、国の補助事業における補助割合の引上げなど、更なる支援の充実を図ること。

(3) 子どもの居場所の確保・充実

放課後児童クラブの安定的な運営と職員の更なる処遇改善に向けた、運営費補助単価(基準額)及び補助率の引き上げを行うこと。

また、要支援児童等への見守り強化や、子どもを中心としつつ、多世代交流等の場としての役割が期待される「子ども食堂」等は、子どもたちの居場所や食を支える重要な拠点となっていることから、人材・施設の確保や物資の受入、保管分配など継続的な運営が可能となるための支援を行うとともに、地域で子育て支援を行う団体等への支援を強化すること。

令和5年6月

九州地方知事会長

熊本県知事 蒲島 郁夫